

第7期総合介護市民協議会 令和2年度 第3回 会議録

日 時：令和2年12月3日（木）午前10時～12時

場 所：市総合福祉センター（ひまわり館）1階ホール

出席者：塚本副会長・西川委員・寺町委員・善住委員・濱田委員・中村委員・吉田委員・村井委員・辻井委員・水委員（10名）

事務局：介護保険課・長寿福祉課・㈱サーベイリサーチセンター

傍聴者：なし

1. 開会 会長欠席のため、近江八幡市介護基本条例第12条第3項に基づき、副会長が会長を代理

2. 副会長あいさつ

事務局 ありがとうございます。

それでは、近江八幡市介護基本条例第12条第3項及び14条第2項の規定により、協議会の議長は副会長が務めることとなります。塚本副会長、よろしくお願いします。

副会長 では、規定により議長を務めさせていただきます。議事の進行につきまして、委員のみなさま方のご協力をお願いいたします。

まず最初に、事務局から委員の出席状況について報告をお願いします。

事務局 総合介護市民協議会の委員数は19名です。欠席の報告をいただいております委員は、安田会長、水原委員、高田委員、川村委員、深尾委員、森村委員です。ただいまの出席委員数は10名です。したがって、近江八幡市介護基本条例第14条第3項の規定による定足数である過半数を超えておりますので、本協議会は成立していることを報告申し上げます。

副会長 ただいま、事務局より本協議会が成立している旨報告がありました。それでは、次第に基づき議事を進行していきたいと思います。

本日は報告事項が1点と審議事項が3点になります。事務局より順に説明をしていただきたいと思います。

3. 報告事項

副会長 それでは、報告事項について、事務局より説明をお願いします。

事務局 （報告1について、資料3に基づき説明）

副会長 ありがとうございます。ただいま事務局から説明がありましたが、ご質問、ご意見がございましたらよろしくお願いします。

■質問、意見特になし

副会長 意見がないようですので、次に移りたいと思います。

4. 審議事項

副会長 審議事項の第8期近江八幡市総合介護計画（案）についてですが、分量がありますので、第1章～第3章、第4章、第5章～第6章の3に分けて審議を進めていこうと思います。それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局 （審議事項1について、資料1（案）に基づき説明）

副会長 では、ただ今の説明について、ご質問等がありましたらよろしくお願いします。

委員 52ページの75～84歳の認定率が計画値の18.5%に対して、実績が14.5%ということです。すごいな、と思っているのですが、これは近江八幡市独自のものなのか、全国的な傾向が見られるものなのか分析をしておられたらお願いします。

事務局 全国的に見ても、滋賀県内で比較してみても、本市の認定率は低い状況です。原因については、深いところまでは突き詰めていないのですが、総合事業を含めた介護予防事業の効果や介護認定申請に來られた時に安易に受け付けるのではなく、その方の状態をしっかり聞いて、実態に合わせて介護保険以外の自立に向けたサービスの見立てを行っていることもあるかと思っています。

副会長 80～84歳の認定率は、全国平均で30%くらいだったと思います。近江八幡市は22%で2割くらい低くなっています。それだけ、介護サービスを使わなくても済むというのは素晴らしいことだと思います。また、これまで在宅サービスを重視されてきたのが効いているのかな、と思います。

委員 事業の説明ですが、34ページの表の中で、キャラバンメイト、認知症サポーターによる啓発活動とありますが、小学校3ヶ所、中学校4ヶ所などは生徒全員に行っているのでしょうか。

事務局 小学校は特定の学年は決めていませんが、中学校は3年生の授業で実施し、企業は依頼があったところに行かせていただいています。

副会長 学校では福祉関係の授業として一定の学年に受けていただいているということですね。

委員 34ページに関して、キャラバンメイトや認知症サポーターやオレンジサポーターというのが出てくるので教えて欲しいのですが、オレンジサポーターを指導される方がキャラバンメイトだと思っているのですが、サロン等で5ヶ所啓発となっていますが、1学区に1回もキャラバンメイトが出ていない、ということになります。介護事業において、全体的に地域に出られることが非常に少ない、と思っています。私も地域のサロンに関わっていますが、キャラバンメイトさんをお願いしたくても、どこでどのように認知症の学習を依頼したらいいのか知らない、というのが問題かなと思っています。居場所づくりの方でも0次予防で依頼されていますが、そのサポーターさんやボランティアさんが地域で活動をしようとしても、地域の方にサポーターさんやボランティアの認識がなく受け入れてもらえる状況にないで、宙に浮いた状況になってしまいます。ボランティアさんに気持ちがあっても、地域に理解がない、受け入れる気持ちがない不安定な形になってしまっていて問題だと感じています。職員の方が要請しても地域に来ていただけない、介護予防教室で健康寿命についてお話してくださいとお願いしにいても拒否される、ということなのだろう、と非常に疑問に思っています。行政から、地域にもボランティアさんがいるからお願いしてください、というルートづくりが欠けていると思います。実際に活用しにくい問題点を肌で感じています。

- 委員 民生委員をさせていただいていますが、研修に行政から来てもらえない、とのことですが、私どもや社協を通じて、また行政に直接依頼しても活発にやっただけにいると思います。高齢化が進んでいますので、百歳体操や歯の健康や認知症の研修などは、頼めばすぐにやってくれています。断られるということはないと思いますが。
- 委員 介護カフェで介護予防教室をやっているのですが、要請してもなかなか応じてもらえない。老人会が同じような依頼をしても、行政はだめだから、病院の出前講座を利用しています。行政にどのようにお願いしたらよいのか分からない、と肌で感じるのです。
- 委員 民生委員や自治会長さんを通じて要請をかければ行政は動いてくれると思います。
- 委員 なぜそのようなルートを通らないといけないのでしょうか。行政にお願いするのにそのようなルートを通らなくても聞いてもらえるのが当たり前ではないのですか。
- 副会長 事務局から回答いただけますでしょうか。
- 事務局 認知症に対するキャラバンメイトのように啓発については必要だと考えています。また、地域から様々なご依頼があることも認識しています。以前ですと、すべて行政が地域に向向いていろいろなお話をさせていただく、という状況でしたが、今は地域の皆様が認知症ことを学んで自らが啓発をしていただけるような人材もたくさん出てきておりますし、いろいろな病院や担当で様々な講座をやっているというところもありますので、様々な組織と連携しながら啓発を進めています。地域づくりとして認知症をみんなで支える体制を作りたいというような課題がありましたら、一緒に考えさせていただくような動きはいたしますので、地域の課題についてはご相談いただければと思っております。
- 副会長 個々の相談については認知症啓発推進員さんも配置していただいているので、相談に乗れる体制について調整を図っていただければ、と思います。
- 事務局 様々な人材を養成させていただいているのですが、その方々が地域で活躍できる場というのは限られていますし、そのルートを行政が作れていないというのもありますので、その点に関しては、周知を進めていって、地域づくりに向けて一緒に取り組んでいけるような仕組みづくりもしていきたいと思っております。
- 副会長 ご意見ありがとうございます。活動の展開として参考にさせていただきたいと思っております。他にございますでしょうか。
- 委員 13 ページですが、一人暮らし高齢者の動向が気になるのですが、高齢者世帯の中で、一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯がどのくらいあるのかというところですね。高齢者数 22,567 人のうち 14,138 人が高齢者のみ世帯ということで 60% 近くになっています。住民基本台帳上ではこのようになっていますが、実際の世帯状況がどのようになっているのか、本当にこの通りになっているのかを把握することも大事だと思いますので、意見とさせていただきます。
- 事務局 高齢者のみ世帯や一人暮らし高齢者がこの先どうなるのか、というのは大事な視点だと思います。その方たちの生活がどうなっているのか、ということについては、事業を展開する中で見ていかなければならない、と思っています。計画の中での表については数値を拾ったものとなっていますが、中身は見えていかないといけないと認識しています。
- 副会長 民生委員さんなどは一人暮らし高齢者の実数は把握されていると思います。高齢者世帯は全国平均で 60% くらいですので、本市の数値と合致します。全世帯の中での高齢者世帯数は全国平均が 20% で、それが 25% と増えていくと言われているので、4 世帯に 1 世帯は高齢者のみの世帯となります。ここで地域包括ケアが大事だということにつながります。

副会長 それでは、1章～3章の部分について、様々な意見もございましたが、事業の展開の中で進めていくということで、承認を取りたいと思います。

■賛成多数により承認

副会長 それでは、次に第4章の部分、審議事項2について事務局より説明をお願いします。

事務局 （審議事項2について、資料1（案）に基づき説明）

副会長 ただ今の説明について、ご意見がありましたらお願いします。

委 員 84ページの災害時避難支援のところで、ケアマネジャーが利用者さんの避難場所を把握させていただくことがあるのですが、どこに行っていいいのか分からない、という方もおられます。その場合は市のホームページで確認をしますが、少し探しにくいので、住所を入力すれば避難所が表示されるような形にしていただければ、と思います。

事務局 危機的な状況においては、見た瞬間に分からなければ意味がありませんので、広報の仕方も検討していきたいと思います。

委 員 77ページのサービス付き高齢者向け住宅について、4つの生活支援サービスのうち1つを実施することとなっていますが、食事を配って、部屋を作ればサービス付き高齢者住宅として許可されるのはどうかと思います。第8期計画にこのように整備すると書いてあるのは情けなく感じます。

事務局 4つの生活支援サービスのうち1つを実施すること、というのは、介護付き有料老人ホームとして、県の介護保険の特定施設の指定を受けることになりますので、そのために要件としています。サービス付き高齢者向け住宅はこのような要件を満たさなくても登録はできるのですが、本市では、県の管轄で指導や監査が入るように要件を付けています。

サービス付き高齢者向け住宅は、通常、介護保険の施設ではないので、中で何をやっているのかが見えない、ということが問題となっているので、そこに介護保険の目を入れるというのが目的です。

委 員 では、すべてを満たさないと許可しない、ということを書いてください。

事務局 サービス付き高齢者向け住宅は、県に届出をして、国の示している条件を満たしていれば、サービス付き高齢者向け住宅として許可されます。本市のこの4つの要件を満たさなくても、県に申請はできてしまうのです。ただ、本市は、質の担保の観点から、県の指定の目が入るようにこの要件を付けています。また、サービス付き高齢者向け住宅は市内の方だけが住むわけではありませんので、市外の方が住まわれて住民票を移すこととなりますが、この要件を付けて住所地特例施設とすれば、従前の市町が給付費を負担することになりますので、このような要件をつけています。

副会長 有料老人ホームの指定になりますと、指導や介入がしやすくなる、ということで、非常に高いチェック機能が入る、と捉えていただくのがいいと思います。

他にいかがでしょうか。

委 員 介護予防について、35ページに虚弱な高齢者が新たに参加できる居場所や、心身の状態が低下してきても継続して通い続けることができる居場所とありますが、これが70ページの介護予防生活支援サービスの通所型サービスAにあたるのでしょうか。地域の支え合いではない部分でよろしかったでしょうか。

事務局 通所型サービス A については、現在は法人に委託をしております、人員としては、介護職員さん1人とボランティアで実施しています。緩和した基準によるサービスですので、当市は委託でやっております、総合事業はそこにずっと継続して通い続ける場としては設定しておりませんので、サービス A、サービス C を経過したうえで、地域の居場所に戻っていただくことになります。そして、機能が低下すれば、また総合事業の通所型サービスを利用いただくという設計になっています。課題としては、通所型サービスを使われた後、地域の居場所に戻れなかったり、その場が少ないという状況がありますので、虚弱な方も通えるような居場所を作っていきたいというように考えております。通所型サービスは基本チェックリスト該当者や要支援の方が行かれる場になっていますので、そこで機能回復と生活行為向上を目指して来ていただくということになります。

委員 リスクの高い方なので、一般の市民が対応することは難しいということで、委託をされていると思いますが、機能を回復していただいて、地域に帰る受け皿がないということで良かったでしょうか。

副会長 通所型サービス B がないことが弱点かと思います。サロンとのつながり、健康教室のようなものとどう結び付けていくのが大事になってきます。その展開を今後考えていかないといけないと思います。

委員 75 ページですが、在宅紙おむつの支給事業がなくなる、という話を聞いたことがあるのですが、どうでしょうか。

事務局 地域支援事業の対象となっておりまして、国の第 8 期の方針としては、事業は継続となっています。全国的には所得要件を含めた見直しを言われていますが、本市は所得要件を設けていますので、そのまま継続していきます。

委員 81 ページの地域の支え合いのところですが、今はまだ団塊の世代が元気な時ですが、そのうちその方々に頼らない、支援していかないといけない時が 5 年後 10 年後に来ると思いますが、私たち社会福祉法人は、地域貢献を法的に位置づけられています。地域の中で社会福祉法人が施設入所者だけでなく、地域で困っている方々の支援をしていくような時代になっていくと思います。地域貢献という言葉も入れていただいた方が良いかと思います。また、85、86 ページのところで、大切なのは人材確保です。国内で若い人を採用するというのは難しいので、高齢者や外国人ということになるのですが、施設の整備計画を出される時に、人材確保計画を示してもらっているのかどうか確認したいのですが。

事務局 公募における評価選定委員会の審査においても人材確保をどうしていくのか、というのは審査項目になっておりますし、市からの決定通知の付帯条件にも、他の事業所からの引き抜きではない人材確保を進めるように、条件を付けております。

委員 人材確保計画の内容を公開していただくことは可能でしょうか。

事務局 公開できるかどうか確認したいと思います。

副会長 私から 1 点提案させていただきたいのが、85 ページで、障がいサービスから介護サービスへの移行の問題で、障がい者と高齢者が一緒にサービスを受けることができる共生型サービスが記載されていません。今後も障がい者全体の高齢化は進んでいくので、共生型サービスについて各事業所と調整を図っていく、ということも盛り込んではどうでしょうか。稼働率が低いところなどから展開してはどうか、と思います。

委員 介護予防把握事業をどのような形でされるのかですが、行政から地域包括支援センターへの案内にしても、行政ベースの案内になっているので、一市民から見れば、どういう状態になれば、地域包括支援センターに相談して、どういうサービスがあります、というような分かりやすいチラシにして欲しいと思います。行政側の案内であって、市民が実際活用できるような内容にはなっていないと思います。それから、基本チェックリストや後期高齢者の質問票がありますが、やはり気安く多くの人がチェックして、自分はどのように相談していこうかというのをしっかりできるように分かりやすくして欲しいと思います。あと、虚弱な人の居場所づくりの件で、地域には健康教室などないと思います。どこが居場所なのかなと思います。安土の常楽寺の老人会では、スマホ教室や卓球などの運動、初心者へのゲートボールなど、身近な場所で高齢者が自分の足で通えるようなところで、参加したり見学したりできるよう進めています。地域の老人会がいきいきと活動できるように行政も軸足を移してほしいと思います。

副会長 ありがとうございます。個別の質問については会議後にお答えただいて、事務局より全体を通して回答をお願いします。

事務局 周知啓発の方法については、見直し検討の部分もあると思います。地域の通いの場についても、現在通えていない方が現在どういう状態かということ进行分析しながら、居場所づくりを進めていきたいと思います。

副会長 いろいろな地域の活動がある中で、住民の方にメニューとして届くような周知が必要だと思います。

委員 87 ページに第7期と同様に介護相談員の派遣を挙げていただけていますが、追加として、77 ページのサービス付き高齢者向け住宅の整備条件の4番目に介護相談員の派遣の受け入れを入れられたことに関する位置付けの説明をお願いします。

事務局 この4月より国の方で介護相談員の規則を変えられて、介護サービス相談員という形で、有料老人ホーム等にも派遣をして欲しい、ということになりました。本市の場合は、名称はそのままにしておりますが、もし、市内にサービス付き高齢者向け住宅が整備された場合には、なかなか行政の目が届かないところですので、介護相談員の皆さんと協議をしながら、検討していきたいと考えています。

副会長 第三者の目というのは大事ですし、施設は閉鎖的になりがちなので、風通しを良くすることが権利擁護につながると思います。

それでは、第4章の部分について、承認を取りたいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

■賛成多数により承認

副会長 ありがとうございます。続いて第5章、第6章について、事務局よりお願いします。

事務局 (審議事項3について、資料1(案)に基づき説明)

副会長 介護サービス量については事前送付もありましたので、読み取っていただければと思います。保険料部分も含めて、ご意見ご質問があればお願いします。

委員 サービスの訪問介護の部分ですが、現在、新型コロナウイルスで事業所が休止したら、サービスが使えないということになると、ヘルパーしかないのですが、訪問事業所に話を聞いていますと、現状でも需要があっても、供給が不足しているという状況です。今後もサービス見込み量の数値が伸びている中で、供給を増やしていくための手段を行政として事業所にしっかり支援をしていただきたいと思います。

副会長 85ページから86ページの人材確保の部分で記述していただければと思いますが、事務局からご意見がありましたらお願いします。

事務局 記述の仕方について検討したいと思います。

副会長 他にどうでしょうか。

委員 これまでは、自助、共助、公助の3つでしたが、今回ここに互助と商助が入っています。このあたりの位置づけ、連携を生かしていただければいいなと感じました。

副会長 商助という部分も大事かと思います。今後は介護関係者だけで担っていくだけでなく、地域全体のネットワークで担っていくことも重要になります。

それでは、第5章・第6章の部分で賛成の方は挙手をお願いします。

■賛成多数により承認

5. その他

事務局 たくさんのご意見をいただきありがとうございました。この先のスケジュールですが、今回ご意見をいただいた部分の見直しをいたしまして、パブリックコメントを行います。期間は12月21日から1月19日までの1か月間になります。そこでいただいたご意見を踏まえて事務局で検討しまして、2月1日午後2時から第4回市民協議会を開催予定です。その時に、この計画の最終の確認をいただきます。その後、市長へ答申を行うという流れになります。

6. 閉 会 副会長あいさつ